

第 3 回三重県産材利用促進に関する条例検討会資料

木材利用促進等に関する法律について

目次

1 木材利用促進等に関する法律の概観	4
(1) 木材利用促進等に関する法律の全体像	4
(2) 木材利用促進等に関する個別法（「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を除く）の概要	5
(ア) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法	5
(イ) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律	5
(ウ) その他の法律	5
2 森林・林業基本法の概要	6
(1) 全体の構成等	6
(2) 総則的内容	6
(ア) 目的規定	6
(イ) 基本理念	7
(ウ) 関係者の責務等	8
(3) 木材利用促進に関する施策の規定	8
3 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の概要	9
(1) 制定の背景・経緯	9
(2) 全体の構成	10
(3) 総則的内容	11
(ア) 目的規定	11
(イ) 定義規定	11
(ウ) 関係者の責務等	12
(4) 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策	13
(5) 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策	13
(ア) 住宅における木材の利用	13

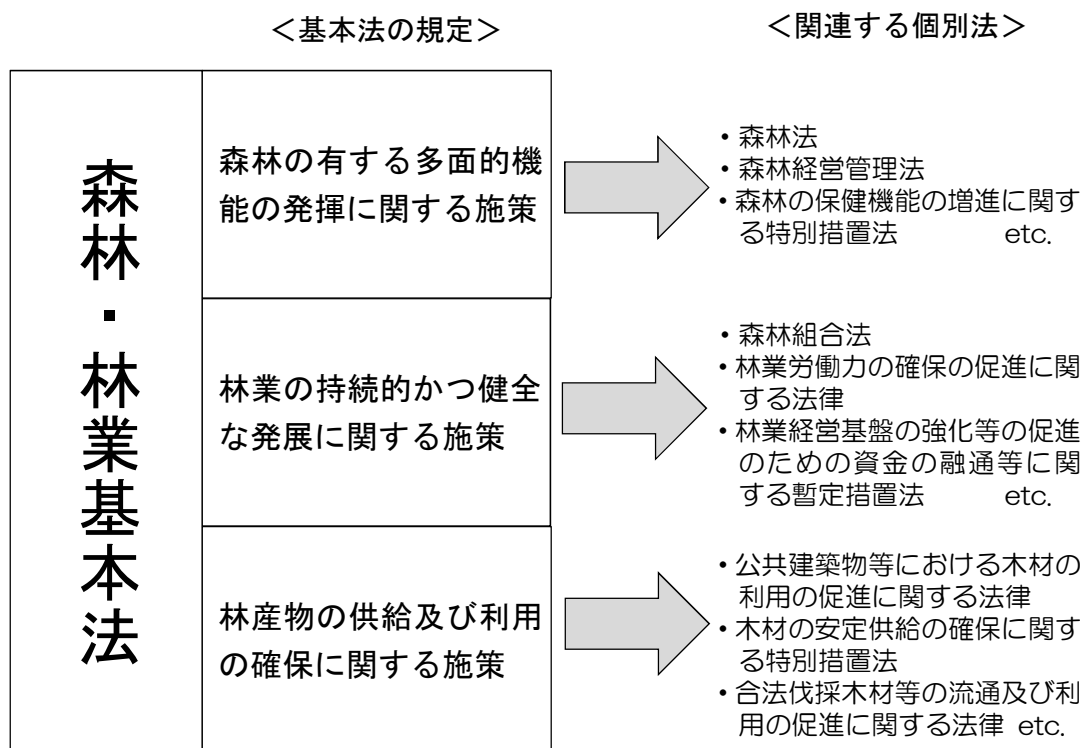
(イ) 公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒しの醸成のための木材の 利用	13
(ウ) 木質バイオマスの製品利用	14
(エ) 木質バイオマスのエネルギー利用	14

1 木材利用促進等に関する法律の概観

(1) 木材利用促進等に関する法律の全体像

- 木材利用促進を含む森林・林業政策に関する我が国の法体系としては、森林・林業政策の基本理念と展開方向を示した「森林・林業基本法」(参考資料1参照)の下、施策分野ごとに当該施策を具体化する個別法が存在している。
- 木材利用促進は、「森林・林業基本法」においては「林産物の供給及び利用の確保に関する施策」に位置付けられており、それに関連する個別法として、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(参考資料2参照)をはじめ、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」等が挙げられる。

【「森林・林業基本法」と個別法の関係の模式図】



(2) 木材利用促進等に関する個別法（「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を除く）の概要

(ア) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法

木材の安定供給体制を整備するため、都道府県による地域指定及び森林所有者等と木材製造業者等による木材の安定取引、設備の改善等に関する共同計画の認定とその支援のための措置について定めた法律である。

(イ) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

我が国又は外国における違法な森林の伐採及びそれに係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等について定めた法律である。

(ウ) その他の法律

- その他の木材利用促進等に関する法律としては、木質バイオマスの利用促進に関連するものとして、「バイオマス活用推進基本法」や「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」が挙げられる。

- また、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」では、市町村に譲与される森林環境譲与税の用途の一類型として、「木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用」が挙げられている（第34条第1項第2号）。また、都道府県に譲与される森林環境譲与税の用途の一類型として、「当該都道府県の区域内の市町村が実施する木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策の支援に関する施策に要する費用」が挙げられている（同条第2項第1号）。

2 森林・林業基本法の概要

(1) 全体の構成等

- 「森林・林業基本法」は、我が国の森林・林業政策の基本を定めるものであって、理念や政策の方向を明らかにすることを内容とするものである。

- 「森林・林業基本法」は、昭和39年に制定された「林業基本法」を平成13年に抜本改正したものである。「林業基本法」における政策の基本理念は、木材生産のみに着目した「林業総生産の増大」であったが、「森林・林業基本法」では、「森林の有する多面的機能の発揮」が根本的な基本理念として位置付けられた。

- 「森林・林業基本法」の全体の構成は、下記のとおりである。

第1章 総則（第1条～第10条）…目的、基本理念、関係者責務等を規定
第2章 森林・林業基本計画（第11条）
第3章 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策（第12条～第18条）
第4章 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策（第19条～第23条）
第5章 林産物の供給及び利用の確保に関する施策（第24条～第26条）
第6章 行政機関及び団体（第29条～第30条）
第7章 林政審議会（第29条～第33条）
附則

(2) 総則的内容

(ア) 目的規定

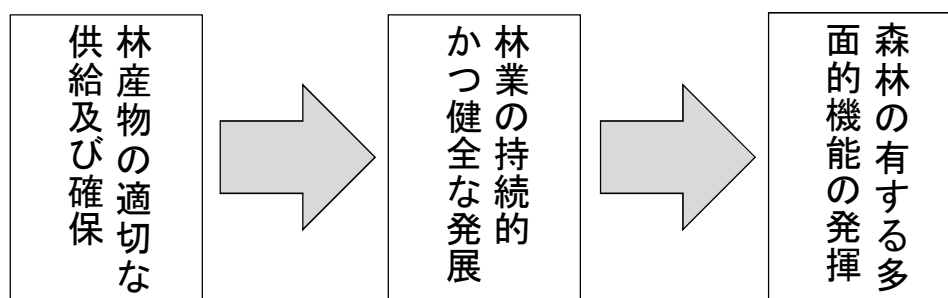
- 「森林・林業基本法」の目的としては、この法律の規定により、「森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進」することで、「国民生活の安定向上」及び「国民経済の健全な発展」を図ることが規定されている（第1条）。

- 「森林・林業基本法」の究極的な目的が「国民生活の安定向上」とされたのは、国土保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物供給など森林の有する多面的機能が将来にわたって総合的に発揮されることにより、国民生活がより豊かなものに向かうためであるとされている。また、「国民経済の健全な発展」については、林業が木材という重要な物資の供給を通じ国民経済の発展に寄与するとともに、山村地域等において、主要な産

業として経済の発展に重要な役割を担っているためであるとされている。¹

(イ) 基本理念

- 「森林・林業基本法」では、森林・林業政策の関係者の進むべき方向の拠り所となる基本的な考え方としての「基本理念」として、「森林の有する多面的機能の発揮」(第2条)と「林業の持続的かつ健全な発展」(第3条)を規定している。
- まず、第2条第1項で、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の「森林の有する多面的機能」が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に不可欠であることから、将来にわたって、森林の適正な整備及び保全が図られなければならない旨が規定されている。
- 第3条第1項では、林業が森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることから、林業の持続的かつ健全な発展が図られなければならない旨が規定されている。
- そして、第3条第2項では、林業の持続的かつ健全な発展に当たっては、木材を含む林産物の適切な供給及び利用の確保が重要であることから、高度化・多様化する国民の需要に即して林産物が供給されるとともに、林産物の利用の促進が図られなければならない旨が規定されている。
- つまり、「森林・林業基本法」においては、木材等の「林産物の適切な供給及び確保」を起点に考えると、それを図ることで「林業の持続的かつ健全な発展」につながり、更にそれにより「森林の有する多面的機能の発揮」につなげていくという考え方で基本理念が組み立てられている。(下図参照)



¹ 森林・林業基本政策研究会編著『[逐条解説] 森林・林業基本法解説』(大成出版社、2002年) 42頁

(ウ) 関係者の責務等

- 「森林・林業基本法」では、関係者の責務等の規定として、「国の責務」(第4条)、「地方公共団体の責務」(第6条)、「林業従事者等の努力の支援」(第8条)、「森林所有者等の責務」(第9条)等が規定されている。
- 地方公共団体の責務としては、「森林・林業基本法」の基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定・実施することが規定されている(第9条)。なお、「自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定」とは、地方公共団体が位置する地域の天候や地勢等の自然的条件、都市からの距離、交通網の発達程度などの経済的条件、人口の高齢化の度合いや、社会資本の整備状況などの社会的条件を勘案して、その地域にあった施策を打ち立てていくという意味であるとされている²。
- また、国及び地方公共団体は、森林及び林業に関する施策を講ずるに当たって、林業従事者、森林及び林業に関する団体並びに木材産業等³の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとするとも規定されている(第8条)。

(3) 木材利用促進に関する施策の規定

- 「森林・林業基本法」では、基本理念を実現するための国の施策の基本的方向性を規定しており、木材利用促進を含む「林産物の供給及び利用の確保に関する施策」については、第5章(第24条～第26条)で規定している⁴。なお、これらの規定においては、「国」が主語となっているが、これは、地方公共団体がそれらの施策を実施しないということの意味するのではなく、地方公共団体ごとの自主性と創意工夫を活かしながら、地域の特性に即し、国と相協力して、基本理念に即した施策を講じていくということであるとされている⁵。
- まず、「木材産業等の健全な発展」として、国は、木材産業等が林産物の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、事業

² 前掲注1文献57頁

³ 「木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業」をいう。

⁴ なお、第26条は「林産物の輸入に関する措置」の規定で、地方公共団体の施策との関連性が薄いことから、解説は省略する。

⁵ 前掲注1文献57頁

基盤の強化、林業との連携の推進、流通及び加工の合理化その他必要な施策を講ずるものとする旨が定められている（第 24 条）。「林産物の供給において大きな役割を果たしている木材産業等」としては、消費者や住宅産業等の需要者と生産者とを結びつけ、最終的に木材等の共有を担う「木材流通業」、需要に即した木材、木製品を生産する「木材加工業」が想定されている⁶。

- また、「林産物の利用の促進」として、国は、林産物の適切な利用の促進に資するため、林産物の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、林産物の新たな需要の開拓、建物及び工作物における木材の使用の促進その他必要な施策を講ずるものとする旨が定められている（第 25 条）。

3 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の概要

(1) 制定の背景・経緯

- 我が国における森林の多面的機能の発揮を図っていくため、これまでも住宅をはじめとする国産材の利用拡大を図るための施策が実施されてきたが公共建築物の整備をはじめとして木造の利用が十分に進んでいない状況であった。「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」は、このような状況を踏まえ、平成 22 年当時木造率が低く、今後の需要が期待できる公共建築物にターゲットを絞って、国が率先して木材の利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的な取組を促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することをねらって、平成 22 年に制定された⁷。

⁶ 前掲注 1 文献 112 頁

⁷ 今泉裕治「公共建築物木材利用促進法の制定」『時の法令』第 1869 号（朝陽会、2010 年）6 頁～9 頁

(2) 全体の構成⁸

I. 趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。

II. 法律の内容

1 国の責務

国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

※公共建築物とは、次のものをいう。

- ① 国・地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物
- ② 国・地方公共団体以外の者が整備する建築物で①に準ずるもの

2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3 基本方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

4 都道府県及び市町村における方針の策定

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

5 公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備

- (1) 木材の製造を業として行う者は、公共建築物に運した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（木材製造高度化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。
- (2) 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

6 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

国及び地方公共団体は、住宅における木材利用、公共施設に係る工作物における木材の利用及び木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

⁸ 前掲注7 文献 11 頁

(3) 総則的内容

(ア) 目的規定

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の目的としては、「木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等」から、この法律の規定により、「木材の適切な供給及び利用の確保」を通じた「林業の持続的かつ健全な発展」を図ることで、「森林の適正な整備」及び「木材の自給率の向上」に寄与することが規定されている（第1条）。おおむね、「森林・林業基本法」の基本理念の構造（7頁参照）に沿っていることがわかる。

(イ) 定義規定

- この法律における「公共建築物」については、
 - ① 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物
 - ② 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の①に掲げる建築物に準ずる建築物で政令で定めるものと定義されている。②については、具体的には、政令で、学校、老人ホームや保育所等の福祉施設、病院又は診療所、体育館等の運動施設、図書館等の社会教育施設、鉄道の駅等の公共交通機関の旅客施設、高速道路のサービスエリア等の休憩所が定められている。

- この法律における「木材の利用」については、「主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギーとして国内で生産された木材その他の木材を使用すること（これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。）」と定義されている。したがって、この法律で利用の促進の対象となる「木材」は国産材に限らず、外国で生産された木材も含んでいる。その理由については、WTO協定の「内外無差別の原則」との整合を図るためとされており、一方で、「国内で生産された木材」を例示として明記することで国産材の利用拡大の重要性を示しているとのことである⁹。

- この法律における「木材利用の高度化」については、「木材の製造を業として行う者が、公共建築物の整備の用に供する木材の製造のために必要な施設の整備、高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うこと

⁹ 末松広行・池淵雅和編著『逐条解説 公共建築物等木材利用促進法』（大成出版社、2011年）154頁

により、公共建築物の整備の用に供する木材の供給能力の向上を図ること」と定義されている。

(ウ) 関係者の責務等

- まず、国については、公共建築物等における木材の利用の促進に向けた決意の表れ¹⁰として、次のような**広範な責務が規定**されている（第3条）。
 - ① 木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定・実施するとともに、地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めること。
 - ② 自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めること。
 - ③ 木材の利用の促進に係る取組を支援するために必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めること。
 - ④ 木材製造の高度化の促進その他の公共建築物の整備等の用に供する木材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めること。
 - ⑤ 建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること¹¹。
 - ⑥ 木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めること。
 - ⑦ 教育活動、広報活動等を通じて、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めること。
- また、地方公共団体の責務としては、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定・実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないことが規定されている（第4条）。
- さらに、事業者及び国民についても、「事業者の努力」及び「国民の努力」として、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとされている（第5条・第6条）。

¹⁰ 前掲注9文献10頁

¹¹ この規定も踏まえ、平成25年には「木造関係基準を見直す建築基準法改正」が行われ、平成30年には「木造建築物等に係る制限の合理化を図る建築基準法改正」が行われた。

(4) 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策

- 農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならないと規定されている（第7条第1項）。
- 都道府県知事は、国の基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができると規定されている（第8条第1項）。この規定に基づく基本方針として、三重県では、「みえ公共建築物等木材利用方針」が定められている。
- 市町村は、都道府県の基本方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができると規定されている（第9条第1項）。
- その他の「公共建築物における木材の利用の促進に関する施策」として、木材製造高度化計画の認定（第10条）とそれに伴う林業・木材産業改善資金の償還期間の優遇措置（第12条）や、公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究を行う者の国有試験研究施設の使用に係る優遇措置（第14条）を規定している。

(5) 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

(ア) 住宅における木材の利用

- 国及び地方公共団体は、木材が断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと、国民の木造住宅への志向が強いこと、木材の利用が地域経済の活性化に貢献するものであること等にかんがみ、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造住宅を建築する者に対する情報の提供等の援助、木造住宅に関する展示会の開催その他のその需要の開拓のための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするが規定されている（第17条）。

(イ) 公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒^{いや}しの醸成のための木材の利用

- 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵^{きく}その他の公共施設に係る工作物を設置^{きやく}することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとともに、利用者等を癒^{いや}すものであることにかんがみ、それらの木材を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用

したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするが規定されている（第18条）。

（ウ）木質バイオマスの製品利用

- 国及び地方公共団体は、木質バイオマス¹²について、パルプ、紙等の製品の原材料としての利用等従来から行われている利用の促進を図るほか、その用途の拡大及び多段階の利用¹³を図ることにより製品の原材料として最大限利用することができるよう、木質バイオマスを化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によって処理することによりプラスチックを製造する技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするが規定されている（第19条）。

（エ）木質バイオマスのエネルギー利用

- 国及び地方公共団体は、木質バイオマスを化石資源の代替エネルギーとして利用することが二酸化炭素の排出の抑制及び木の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスの有効な利用に資すること等にかんがみ、木質バイオマスをエネルギー源として利用することを促進するため、公共施設等におけるその利用の促進、木質バイオマスのエネルギー源としての利用に係る情報の提供、技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするが規定されている（第20条）。

¹² 「動植物に由来する有機物である資源（石油等の化石資源を除く。）のうち木に由来するもの」をいう。

¹³ 「まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用すること」をいう。